

子ども・子育て支援新制度に関する基準案の概要について

(1) 子ども・子育て支援新制度の主なポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等（家庭的保育事業等）への給付の創設
- ②認定こども園制度の改善
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て拠点支援、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、給付・事業を実施
- ⑤社会全体による費用負担

(2) 条例等で新たに定める基準

- ①保育の必要性の認定に関する基準（資料 1）
- ②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（資料 2）
- ③特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（資料 3）
- ④放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（資料 4）

条例の制定にあたっては、平成 26 年 4 月 30 日付で公布された子ども子育て関連 3 法に係る府省令に基づき、市の基準を定めていくことになります。

また、府省令で定める規定については、次の「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分が示されており、市が地域の実情に応じて基準を定めることになります。

従うべき基準	必ず適応しなければならない基準で、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	十分参酌した上で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準

(3) 市の基準策定にあたっての基本的な考え方

市の基準策定にあたっては、子ども・子育て支援の質の向上を第一に、省令で示された国の基準を基本としながら、市における現行の基準や既存施設の運営状況を考慮し、定めます。具体的には新制度に移行する施設及び事業等のうち、現状の設備及び運営等の基準が国の示す基準より高い場合には、質の確保の観点から現状の基準を維持することを基本とします。

また、国の示す基準の範囲内において運営されているなど、現状において運営上の支障が見当たらないものについては、国の基準を基本とします。

(4) 市の基準(案)の説明(条例素案)

1 保育の必要性の認定に関する基準案(概要)

(子ども・子育て支援法：第20条第1項、第2項、第3項)

これまでは、保育所入所の際、市において「保育に欠ける事由」認定が必要であり、幼稚園入所については認定の必要がありませんでした。

新制度では、幼稚園、保育所等施設等の利用を希望する保護者に、利用のための認定を市町村から受けていただき、児童の年齢や保護者の状況に応じて3つに区分することになります。そのうち、保護者が保育所等の保育施設の利用を希望する場合は、保護者は市に対して保育の必要性の認定に係る申請を行い、それを受けた市は客観的基準に基づき「保育の必要があるか(事由)」、保育時間は「どれぐらい必要か(区分)」など保育の必要性を認定し、保護者に認定証を交付します。

保育の必要性の認定にあたっては、「事由」、「区分」などについて市町村の基準を示すこととされています。

市の基準策定にあたっての考え方

保育を必要とする事由のうち、保護者の就労時間については、『一月において、48時間から64時間の範囲内で月を単位に市が定める時間以上労働することを状態とすること』と定められています。

市では保護者の就労実態を考慮して月64時間以上労働することを状態とすることとします。

その他保育を必要とする事由、保育の必要量、優先利用の基準において国と異なる基準を定める特別な事情や特性はないことから、基本的に国の示す基準を市の基準とすることとします。

⇒府省令に基づく本市の支給認定に関する基準の考え方は「保育の必要性の認定に関する基準(案)概要【資料1】のとおり。

2 家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準案(概要)

(児童福祉法：第 34 条の 16 第 2 項)

子どもの成長を支援しながら、地域における多様なニーズにきめ細かく対応でき、様々な場所で展開される質の確保された保育を提供する事業については、市の認可による『地域型保育事業』として、次にあげる事業が児童福祉法に位置付けられています。この認可基準は児童福祉法により、市が条例として制定することと定められています。

- ・家庭的保育事業・・・家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員 5 人以下）を対象に行う保育。
- ・小規模保育事業・・・少人数（6 ～ 19 人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとに、行う保育。
- ・事業所内保育事業・・・事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育。
- ・居宅訪問型保育事業・・・障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で 1 対 1 で行う保育。

市の基準策定にあたっての考え方

職員、保育室面積、給食などの基準において、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、国と異なる基準を定める特別な事情や特性はないことから、基本的に国の示す基準を市の基準とすることとします。

なお、市で独自に定める基準に、暴力団排除、非常災害対策を盛り込みます。

暴力団排除に関しては市暴力団排除条例に則り、また、非常災害対策については、市地域防災計画等との関連を踏まえ、市民の安心・安全を守るためのものです。

⇒府省令に基づく本市の家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の考え方は「家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準（案）概要【資料 2】」のとおり。

3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案（概要）

(子ども・子育て支援法：第 34 条第 2 項、第 3 項及び第 46 条第 2 項、第 3 項)

施設型給付を受けようとする教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所をいう。）及び地域型給付を受けようとする地域型保育事業者（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う者をいう。）は、市町村に対して申請を行い、市町村はその申請が給付の対象となることを確認したうえで、給付をすることになります。

この給付は、学校教育法や児童福祉法等に基づく認可を受けていることのほか、子ども・子

育て支援法により、市町村が条例で定める運営に関する基準を満たすことが条件になります。
※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の「特定」は「市が認可する」という意味を有します。

市の基準策定にあたっての考え方

教育・保育施設及び事業者は、施設の設備、職員配置などの認可基準を満たしていなければなりません。教育・保育にかかる費用の給付対象施設として確認を受ける施設・事業者が遵守すべき市の運営基準について国と異なる基準を定める特別な事情や特性はないことから、基本的に国の示す基準を市の基準とすることとします。

①利用開始に伴う基準

- ・保護者への運営規定・職員体制等の説明、正当な理由のない提供拒否の禁止など

②教育・保育の提供に伴う基準

- ・保育指針、教育要領に則った教育・保育の提供、子どもの心身の状況把握と適切な処遇、利用者負担の徴収など

③管理運営等に関する基準

- ・運営方針、規定の整備、秘密保持、衛生管理、事故防止及び発生時の対応など

なお、市で独自に定める基準に、暴力団排除、非常災害対策を盛り込みます。

暴力団排除に関しては市暴力団排除条例に則り、また、非常災害対策については、市地域防災計画等との関連を踏まえ、市民の安心・安全を守るためのものです。

⇒府省令に基づく本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の考え方は「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)概要【資料3】」のとおり。

4 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案（概要）

（児童福祉法：第34条の8の2第1項）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を行う事業者が遵守すべき基準となるものです。放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは、保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、その健全なる育成を図るため、放課後等に施設を利用して適切な遊びや

生活の場を提供する事業です。

市の基準策定にあたっての考え方

放課後児童支援員の資格要件、支援員配置基準、児童一人当たりの面積、1クラブ当たりの児童数、開所時間などの施設基準、子どもの心身の状況把握と適切な処遇、秘密保持、衛生管理、事故防止及び発生時の対応などの運営基準について国と異なる基準を定める特別な事情や特性はないことから、基本的に国の示す基準を市の基準とすることとします。

なお、現在、事業を行っているクラブについて児童一人当たりの面積、1クラブ当たりの児童数の基準を達成できない場合の対応として、経過措置の規定および個別の運用規定を設けます。さらに、市で独自に定める基準に、暴力団排除、非常災害対策を盛り込みます。暴力団排除に関しては市暴力団排除条例に則り、また、非常災害対策については、市地域防災計画等との関連を踏まえ、市民の安心・安全を守るためのものです。

⇒府省令に基づく本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の考え方は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）概要【資料4】のとおり。

（5）今後のスケジュールについて

パブリックコメントを経て、基準案の取りまとめを行い、条例を制定します。

- 7月23日～8月20日 パブリックコメントの実施
- 8月1日 第4回鹿島市子ども・子育て会議
- 9月 市議会9月定例会に条例案を提案